

ような状況を招いた当該弁護士は、本件契約時点においても、本件契約の相手方として適切であったとは思われないと主張している。
しかし、意図的に虚偽を述べた事実を確認できず、当該弁護士を本件契約の相手として適切でないとの請求人の主張は認めることができない。

カ 以上のとおり本件契約を違法若しくは不当と認めることはできない、また、本件契約に基づく6, 600万円の支払いを違法・不当と認めることはできない。

(2) 精算金の返還を請求しない行為の違法性・不当性について
請求人は、当該弁護士が提出した実績報告書では、当該弁護士の作業時間は合計で910時間であり、一日も休まずに本件契約に基づく業務を行ったとしても83日間(令和3年1月8日～3月31日は83日間)で1日当たり10.96時間、本件契約の業務に従事しなければならぬ内容であり、当該弁護士のその他の本件以外の訴訟業務、日常的なクライアントからの相談への対応業務なども考えると、本当にそれだけの時間、稼働することが可能であるのか指摘し、疑問が生じてしかるべきとしている。そして、このような事情があるにもかかわらず、山梨県は、当該弁護士から検証業務の内容の詳細を記載したタイムシートへの提出を求めておらず、作業時間及び業務内容を全く精査していないし、訴訟代理人としての業務と本件契約に係る検証業務とを峻別して積算することもしていないとし、仮に本件契約が無効とまでの法的評価を受けなくても、本件契約上、検証作業時間から必要経費を精査し、概算払いの金額を精算することになっている以上、山梨県としては、当該弁護士の作業時間を、成果物と見比べて検証しなければならぬのであり、それを全くしていないことは「怠る事実」に該当すると主張している。

本件契約の実績確認について、山梨県は、当該弁護士から実績報告書等の提出を受け、本件契約の目的である中間報告書(成果物)の内容が仕様で定めた内容を満たしているかどうか確認するとともに、費やした作業時間の確認を行っている。すなわち、中間報告書の内容は、中間報告書の記載項目と仕様書項目との整合、中間報告書と資料目録記載の関係資料との整合などを行い、確認している。また、山梨県は、中間報告書について、昭和42年以前の土地の使用について借地法が適用されない点や、別荘契約者に対する借地権設定ないし販売により富士急行株式会社が相当の利益を得ている点など、今まで注意が払われていなかった重要な論点が明らかとなっており、内容として非常に高い成果が得られていると認識している。

一方、作業時間については、契約に基づき山梨県が示した様式により報告がされており、1日当たりの作業時間数が非現実的でないか、作業時間が中間報告書の記載内容や調査業務に際して確認した関係資料内容等と比較し、妥当かなどの観点から確認を行っている。中間報告書に記載されている資料は94項目、その他にも検証に際しては、山梨県からは契約関係書類、土地登記関係書類、許認可関係書類など非常に多くの関係資料を提出している。これらの関係資料を確認しながら検証作業を行い、中間報告書をとりまとめたことから、相当な作業時間を費やしたと解される。また、山梨県は、本件住民訴訟において、原告は平成9年以降の具有地貸付を

問題としているが、本件住民訴訟を進行する上で、山梨県として裁判で主張すべき内容を正確に確定し、山梨県の主張立証を補充するためには、本件住民訴訟の対象外である具有地の貸付が生じた昭和初期から始まる経緯や、山梨県歴代知事の状況も含め精査する必要がある中で、本件住民訴訟の対象とされている平成9年以降だけでも非常に多くの資料を精査する必要がある中で、本件住民訴訟の対象外の期間や事項に係る多くの資料を確認しながら、自治法、借地法などの関係法令を踏まえた整理を行うという本件契約に係る業務が、従前からの訴訟代理人としての業務に含まれるとは到底考えられないことから、本件契約を締結したものであり、訴訟代理人の業務は、本件契約で整理された事項を踏まえた準備書面の作成、準備書面へ添付する証拠書類の調整及び証拠説明書の作成など、本件契約の業務とは明確に区分しているとしており、請求人が主張するように、訴訟代理人としての業務と本件契約の業務とを峻別して積算することをしていないとまでは言えない。

したがって、仮に本件契約が無効とまでの法的評価を受けないとしても、本件契約上、検証作業時間から必要経費を精査し、概算払いの金額を精算することになっている以上、山梨県としては、当該弁護士の作業時間を、成果物と見比べて検証しなければならぬのであり、それを全くしていないことは「怠る事実」に該当するとの請求人の主張は認めることができず、精算金の返還を請求しない行為について、違法・不当ということとはできない。

(3) まとめ

上記のとおり、請求人が主張する「本件契約の締結が違法であり本件契約は無効である。」及び「本件契約に基づく支払いに怠る事実がある。」は、いずれも理由が認められない。

したがって、山梨県が、当該弁護士に対し、不当利得返還請求として、本件契約に基づき支払った6, 600万円の全額の返還請求の措置を講ずることを勧告すること等の必要な措置を講ずることを求める本件措置請求は、棄却する。

